

## ○配偶者同行休業

- ・概要
  - (1) 配偶者が次の事由に該当する場合において、あらかじめ校長は地教育長の、職員は校長、地教育長を経由して県教育長の承認により休業をとることができる。
    - ① 外国での勤務
    - ② 外国で事業を行うこと
    - ③ 外国の大学、またはそれに相当する修学をする場合（学校教育法、人事委員会規則で定めるもの）
  - (2) 対象者：臨時的任用職員、非常勤職員を除く職員。
  - (3) 休業の期間は、6か月以上継続が見込まれるものであり、3年を超えない範囲とする。
  - (4) 休業期間が3年を超えない範囲で、休業期間の延長ができる。
  - (5) 次に掲げる事由に該当するときは、休業の取消等の届出をしなければならない。
    - ① 外国に滞在しないこととなった場合
    - ② 他の特別休暇（産休、育休等）を取得することとなった場合
    - ③ 配偶者が死亡した場合
    - ④ 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
    - ⑤ 配偶者と生活を共にしなくなった場合

## ・関係法令等

- (1) 地方公務員法 第26条の6
- (2) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第6条
- (3) 職員の配偶者同行休業に関する条例
- (4) 職員の配偶者同行休業の承認申請手続等の取扱要綱

## ・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	職員は、30日前までに「配偶者同行休業（期間延長）承認請求書」を校長に提出する ※ 必要に応じ、内容を確認できる書類を添付すること ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、理由を確認し地教委へ提出する
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	控え書類等を保管する

リンク先

- 参考様式1-2
- 参考様式2号-1
- 参考様式2号-2
- 参考様式3号